

規制支援に係る受託研究、委託研究及び共同研究の実施状況

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
安全研究・防災支援部門

1. 概要

安全研究・防災支援部門(以下「部門」という。)は、これまでの規制支援審議会での審議を踏まえ、規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方について(以下「ルール」という。)を定め、これに沿って事業を実施することにより中立性・透明性を確保している。

今般、令和5年度の受託事業がこのルールに基づいて実施されているかについて、ルールに定めのある受託事業の一環として行う再委託研究及び共同研究も含めて、以下のとおり確認を行った。

2. 確認方法

安全研究センター及び原子力緊急時支援・研修センターと異なる部門内の組織である企画調整室の担当者が、ルールに定めている全ての項目について、契約等に係る帳票類の確認及び関係者へのヒアリングを行い、その結果を別表のとおり取りまとめた。

3. 受託事業に関する確認結果

令和5年度に各センターで実施した受託研究の全事業28件(うち新規4件)に対し、ルールに定めた各項目について確認を行った結果、別表1及び以下に示すとおりルールを遵守していると認められた。

● ルール2.(1) ①②

原子力機構以外の原子力事業者等との関係において、各センターは原子力事業者等からの受託事業や研究資金を受けておらず、また、原子力事業者等に対して許認可対象となる設備を製作し提供していない。

● ルール2.(1) ③

原子力事業者等からの出向者を従事させている受託事業はない。

● ルール2.(1) ④

別表2のとおり、3件の受託事業において3機関に対して再委託を実施している。この3件について確認を行った結果、1件については再委託先の当該事業従事者が原子力事業者等からの受託事業にも携わっているものの、当該原子力事業者が携わる受託事業の内容は、本再委託のものと利益相反を生じないものであることを確認した。

なお、各センターの再委託においては、「本件への従事者は、受託事業実施期間において本件と利益相反が生じる技術課題に関する原子力事業者等からの受託事業や研究資金を受けない」ことを契約書(仕様書に相当する実施計画書)に明記することで、利

益相反の問題が顕在化しないように措置している。

- ルール 2.(2)②

原子力機構内の他部署からの兼務者が受託事業に従事しているケースが 12 件あり、その兼務者が本務部署において原子力事業者等からの受託事業にも携わっている例が 1 件あった。ただし、この原子力事業者等からの受託事業は、放出された放射性物質の原子力施設における拡散に関する内容であり、原子力施設外における公衆の被ばく評価手法の開発を目的としている原子力規制庁からの受託事業の内容とは異なるため、利益相反が生じないことを確認した。

- その他

ルール 2.(2)のなお書きに記載の規制対象施設の利用については、原子炉安全性研究炉（NSRR）等を利用しているケースはあるものの、いずれも当センターから提示した実験条件に基づき実施あるいは当センターの担当者が直接、実施している。

4. 共同研究に関する確認結果

ルール 4.に定める、受託事業を遂行するに当たって実施する共同研究は 1 件あるが、事業遂行に不可欠な実機燃料を用いた試験研究に係るものであり、相応の費用分担で対等な立場で実施しており、利益相反が生じない措置を講じている。

以 上